

R-IN コンソーシアム規約

第1章 総則

第1条(名称)

本コンソーシアムは、「R-IN コンソーシアム」と称する。

第2条(定義)

本規約で使用する用語の意味は、別段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 「ルネサス」とは、ルネサスエレクトロニクス株式会社およびその子会社をいう。
- (2) 「パートナー」とは、第5条に基づく本コンソーシアムへの加入手続きが完了した者をいう。
- (3) 「子会社」とは、ルネサスエレクトロニクス株式会社が総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する法人をいう。
- (4) 「R-IN」とは、ルネサスが R-IN と定義した産業機器・産業ネットワーク向け半導体デバイスおよびプラットフォームをいう。
- (5) 「保有技術」とは、パートナー保有技術およびルネサス保有技術を総称していう。
- (6) 「ルネサス保有技術」とは、本規約に基づきルネサスからパートナーに提供される、ルネサスが保有するルネサス製の R-IN に関する開発環境技術、製品情報、販促情報等をいう。
- (7) 「パートナー保有技術」とは、本規約に基づきパートナーからルネサスまたは他のパートナーに提供される開発環境技術、製品情報、販促情報等をいう。
- (8) 「委託先」とは、ルネサスが本協力のに係る作業を委託する第三者であって、事前にその旨をパートナーに通知した者をいう。
- (9) 「各種提供物」とは、本規約に基づきルネサスからパートナーに提供される、ルネサスの保有技術に関するソフトウェア、ハードウェア(評価ボード環境を含む。)およびこれらの関連資料一式をいう。
- (10) 「ルネサスウェブサイト」とは、ルネサスが運営する本コンソーシアムに関するウェブサイトをいう。
- (11) 「パートナーウェブサイト」とは、パートナーが運営するウェブサイトをいう。
- (12) 「ルネサスロゴ」とは、ルネサスの商号ならびにルネサスが保有する R-IN および本コンソーシアムに関する商標・ロゴマークをいう。
- (13) 「パートナーロゴ」とは、パートナーの商号およびパートナーが保有する商標・ロゴマークをいう。

第3条(目的)

1. 本コンソーシアムは、R-IN を活用して、ワールドワイドのお客様に競争力のあるソリューションをワンストップで提供/提案し、産業機器(工場)の効率化、高付加価値化および活性化を図ることでルネサス、パートナーおよびお客様のビジネス拡大を図ることを目的(以下「本目的」という。)として、ルネサスおよびパートナー間で本規約に定める各種協力(以下「本協力」という。)を行う。
2. 本協力の結果、パートナーまたはルネサスが相手方または他のパートナーの保有技術について、更なる評価、開発、ライセンス等の取引を希望する場合、関係する当事者間で、本目的の趣旨を考慮のうえその条件につき別途協議を行うものとする。

第4条(構成員)

本コンソーシアムは、ルネサスおよびパートナーで構成される。

第2章 パートナー

第5条(入会)

1. 本コンソーシアムへの入会を希望する者は、本規約に承諾のうえ、本コンソーシアムの事務局に入会の申込みを行うものとする。事務局は、当該申込内容を審査し、申込受付の日から 30 日以内にその結果を申込者に通知する。
2. パートナーは、本コンソーシアムへの入会時に本コンソーシアムの事務局に提出した情報のうち、事務局が指定する事項に異動を生じた場合、遅滞なくこれを事務局に連絡する。

第6条(退会)

パートナーは、本コンソーシアムからの退会を希望する場合、退会予定日の 30 日前までに事務局に退会届けを電子メールで提出する。この場合、当該パートナーは当該届出書記載の退会予定日をもって会員の地位を失う。

第7条(除名)

ルネサスは、パートナーが次の各号の一に該当する場合、何らの催告を必要とすることなく直ちに除名することができる。

- (1) 本規約の条項の一に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通知を受領後 30 日以内にこれを是正しない場合。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受け、または破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされた場合。
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状

態に至った場合。

- (4) 事業の廃止または解散の決議をした場合。
- (5) R-INに関連する事業を行っていないと認められた場合
- (6) 電子メールその他事務局の定める方法にて連絡が取れなくなった場合

第8条(パートナーの地位)

第5条に基づき入会承諾の通知を受けた申込者は、当該通知に記載された入会承諾日にパートナーとしての地位を取得するものとし、その有効期間は当該入会承諾日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までにパートナーから本コンソーシアムを退会する旨の意思表示がなされない場合、当該パートナーのパートナーとしての地位はさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

第9条(退会または除名後の措置)

1. パートナーは、本コンソーシアムを退会し、または除名された場合、本規約に基づきルネサスまたは他のパートナーから受領した提供物、保有技術および秘密情報の使用を直ちに中止し、速やかに提供の指示に従い、これらの物およびそのすべての複製物を相手方に返却するか、または廃棄のうえ、その確証を提供者に提出する。
2. パートナーが本コンソーシアムを退会し、または除名された場合においても、第14条乃至第17条、第21条および第23条の規定は、なお当該パートナーに適用される。
3. 第7条または第18条の規定に基づきパートナーが本コンソーシアムから除名された場合、ルネサスおよび他のパートナーは、除名により除名されたパートナーに損害が生じてもこれを一切賠償しない。

第3章 ルネサスの協力

第10条(ルネサスの協力)

1. ルネサスは、本目的を遂行するために必要な範囲で、パートナーに対して、次の各号に定める非独占的かつ譲渡不能な権利(ただし、本規約に明記する場合を除き、第三者に再許諾する権利を含まない。)を許諾する。
 - (1) ルネサスが別途パートナーに付与するユーザーID およびパスワードを用いてルネサスウェブサイトへアクセスすること。
 - (2) パートナーウェブサイトにおいて、ルネサスウェブサイトへのリンクを設定すること。
 - (3) 各種提供物を使用すること。
 - (4) ルネサスに事前に通知の上、別途ルネサスの定める条件に従い、パートナーウェブサイト、パートナーの製品資料またはパートナーが参加する展示会において、ルネサスロゴを使用すること。

- (5) 本コンソーシアムの会員向けにルネサスが開催する各種展示会または講習会に参加すること。
 - (6) 前各号に定める他、本コンソーシアムに関し、ルネサスが別途定める事項
2. 前項に定める他、ルネサスは、本目的を遂行するために必要な範囲で、パートナーに対して、次の各号に定めるサポートを行う。
- (1) パートナーから各種提供物に関する問い合わせを受けた場合、ルネサスがその裁量により必要と判断した内容について、パートナーに回答すること。なお、当該問い合わせへの対応は、電子メールにより行うものとする。
 - (2) ルネサスが自らの裁量により各種提供物を改訂し、必要と判断した場合、ルネサスが適切と認める方法により、当該改訂版をパートナーに提供すること。この場合、当該改訂された各種提供物は、本規約における各種提供物とみなされ、本規約に定める条件が適用されるものとする。
3. パートナーは、前各項に定める権利を行使し、またはサポートを利用するにあたっては、本規約に定める条件に従う他、ルネサスが別途個別に定める条件に同意し、かかる条件に従うものとする。
4. ルネサスは、第3条第2項に基づく合意があった場合および本規約において明示的に許諾されている場合を除き、パートナーに対し何らの権利の許諾またはサポートの提供を行うものではなく、また、本規約に基づきルネサス保有技術、各種提供物およびルネサスロゴに関する知的財産権をパートナーに移転するものではない。
5. ルネサスは、本協力の遂行のために合理的に必要な範囲において、本協力に係る業務を委託先に委託し、当該委託先に対し、本規約に基づきルネサスに付与された権利を行使させることができる。

第11条(パートナーの禁止行為)

パートナーは、第3条第2項に基づく合意があった場合および事前にルネサスの承諾を得た場合を除き、ルネサス保有技術、各種提供物およびルネサスロゴに関し、次の各号に定める行為を行わないものとする。

- (1) ルネサス保有技術および各種提供物に付されているルネサスおよび第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を除去または変更すること。
- (2) ルネサス保有技術、各種提供物およびルネサスロゴを改変、改造、リバースエンジニアリングその他それに類する解析を行うこと。
- (3) 本規約で明示的に許諾されている場合を除き、ルネサス保有技術、各種提供物およびルネサスロゴを使用、複製、改変、頒布し、または第三者に貸与、譲渡または再許諾すること。

第4章 パートナーの協力

第12条(パートナーの協力)

1. パートナーは、本目的を遂行するために必要な範囲で、ルネサスに対し、次の各号に定める非独占的かつ譲渡不能な権利(ただし、本規約に明記する場合を除き、第三者に再許諾する権利を含まない。)を許諾する。
 - (1) ルネサスウェブサイトにおいて、パートナーウェブサイトへのリンクを設定すること。
 - (2) パートナーと本協力を行っている事実およびその内容を第三者に開示し、または公表すること。
 - (3) 別途パートナーの定める条件に従い、ルネサスウェブサイト、ルネサスの製品資料またはルネサスが参加する展示会または講習会において、パートナーロゴを使用すること。
2. 前項に定める他、パートナーは、本目的を遂行するために必要な範囲で、ルネサスに対し、次の各号に定める協力を行う。
 - (1) ルネサスから要請を受けた場合、本協力における自己の進捗状況を速やかにルネサスに報告すること。
 - (2) パートナーの裁量により、自己のプレスリリースにおいて、本コンソーシアムへの参加と保有する R-IN 向けソリューションを公表すること。

第13条(ルネサスの禁止行為)

ルネサスは、第3条第2項に基づく合意があった場合および事前にパートナーの承諾を得た場合を除き、パートナー保有技術およびパートナーロゴに関し、次の各号に定める行為を行わないものとする。

- (1) パートナー保有技術および各種提供物に付されているパートナーおよび第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を除去または変更すること。
- (2) パートナー保有技術、各種提供物およびパートナーロゴを改変、改造、リバースエンジニアリングその他それに類する解析を行うこと。
- (3) 本規約で明示的に許諾されている場合を除き、パートナー保有技術、各種提供物およびパートナーロゴを使用、複製、改変、頒布し、または第三者に貸与、譲渡または再許諾すること。

第5章 その他

第14条(費用負担)

パートナーおよびルネサスは、本規約に基づきそれぞれが担当する本協力を無償で実施する。ただし、別途必要に応じてルネサスが指定するもの(各種展示会のテーブルチャージを含むが、それらに限られない。)については、これを有償とする。

第 15 条 (非拘束)

1. ルネサスは、他社により実施される本コンソーシアムと同種のパートナープログラムにパートナーが参加することを妨げない。
2. ルネサスは、本コンソーシアムにおいていずれかのパートナーの製品を優先的に採用することを確約するものではない。

第 16 条 (無保証)

1. ルネサスおよびパートナーは、関係当事者間で別途合意がある場合を除き、相手方に対して本規約に基づく自己の保有技術、提供物およびサポートを現状有姿の状態を提供するものとし、明示または黙示を問わず、かかる保有技術、提供物およびサポートならびにそれらの使用に関し、その正確性、完全性、特定目的への適合性に関する保証、品質および性能の保証ならびに第三者の保有する特許権、実用新案権、著作権その他の知的財産権の非侵害の保証を含む一切の保証をしない。
2. ルネサスおよびパートナーは、関係当事者間で別途合意がある場合を除き、相手方パートナーによる自己の保有技術、提供物およびサポートの使用に起因して生じ得る紛争および損害に対する賠償責任につき、いかなる責任も負わないものとする。
3. ルネサスおよびパートナーは、いかなる場合(第 17 条に基づく秘密保持義務違反による場合を除く。)も、相手方の逸失利益または特別な事情から生じた損害(当事者の予見の有無を問わない。)について、何らの責任を負わないものとする。

第 17 条 (秘密保持)

1. パートナーおよびルネサスは、本コンソーシアムに参加している期間中のみならず、本コンソーシアムを脱退または除名後 5 年間、ルネサスまたは他のパートナーが秘密指定をした上で開示した情報(以下「秘密情報」という。)を、開示者による事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩せず、かつ本コンソーシアムの活動の目的以外のために秘密情報を使用してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として取り扱わない。
 - (1) 開示のとき自己が既に保有または既に公知であった情報
 - (2) 開示後、自己の責によらず公知となった情報
 - (3) 自己が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
 - (4) 自己が独自に開発した情報
3. 第 1 項の規定にかかわらず、ルネサスは、委託先に対し、本規約に基づき付与された権利を行使させるためにパートナーから開示を受けた秘密情報を委託先に開示することができる。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、ルネサスおよびパートナーは、裁判所や行政機関の命令など法令に基づき開示者の秘密情報を開示する義務のある場合には、開示者に直ちにその旨を書

面にて通知するとともに、開示の範囲を最小限にすべく開示者に協力するものとする。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

ルネサスは、個人であると団体であることを問わず、パートナーが次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、本コンソーシアムから除名することができる。

- (1) パートナーが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「暴力団等」という。）である場合。
- (2) パートナーの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合。
- (3) パートナー、またはパートナーの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等への資金提供を行った場合、または暴力団等と密接な交際がある場合。
- (4) パートナー、またはパートナーの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が威迫的犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された場合、またはかかる行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者とかかわり、つながりのある者である場合。
- (5) パートナーが本コンソーシアムの活動を行うために契約する者が前四号のいずれかに該当する場合。
- (6) パートナーが自らまたは第三者を利用して、ルネサスまたは他のパートナーに対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
- (7) パートナーが自らまたは第三者を利用して、ルネサスまたは他のパートナーに対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
- (8) パートナーが自らまたは第三者を利用して、ルネサスまたは他のパートナーの名誉や信用等を毀損し、またはそのおそれのある行為をした場合。
- (9) パートナーが自らまたは第三者を利用して、ルネサスまたは他のパートナーの業務を妨害し、またはそのおそれのある行為をした場合。

第 19 条（事務局）

1. 本コンソーシアムの事務局は、ルネサス内に置く。
2. 事務局は、以下の権限を有する。
 - (1) 事務局は、本コンソーシアムの運営期間中必要に応じて適宜本規約を変更することができるものとする。事務局は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の発効予定日の 30 日前までに、パートナーにこれを通知する。パートナーは、本規約の変更に承諾できない場合、その旨を直ちに事務局に連絡する。この場合、当該パートナーは、変更後の本規約の発効日をもって、本コンソーシアムを退会する。なお、パートナーが本規約の変更にかかる通知に記載の本規約の変更日として指定された日までに何らの意思表示を事務局に対して示さない場合には、当該パートナーは、変更後の本規約に承諾したものとみなす。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、事務局は、パートナーの権利・義務にかかわることのない軽微な変更に関しては、パートナー専用ホームページに当該変更内容を掲載することにより事

前通知なく随時本規約を変更できるものとする。

(3) 本目的を実現するため分科会を設置することができる。

3. 事務局は、以下の事項の事務をとりまとめる。

- (1) パートナーの入会、退会等の状況の管理
- (2) 各種展示会または講習会の案内
- (3) その他全てのパートナーに周知すべき事項の連絡

第 20 条(解散)

ルネサスは本コンソーシアムを解散する場合には解散日の 30 日前までにパートナーに通知する。

第 21 条(法令の遵守)

1. パートナーは、本コンソーシアムに関連してルネサスまたは他のパートナーから開示または提供された提供物、保有技術、秘密情報、製品、ソフトウェア、関連技術その他一切の情報およびその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管もしくは使用等の目的、軍事用途の目的その他の国際的な平和および安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に輸出、販売、譲渡、賃貸または使用許諾し、また、そのような目的に自ら使用し、第三者に使用させないものとする。
2. パートナーは、本コンソーシアムに関連してルネサスまたは他のパートナーから開示または提供された提供物、保有技術、秘密情報、製品、ソフトウェア、関連技術その他一切の情報およびその複製物を輸出、販売、譲渡、賃貸または使用許諾等する際は、外国為替及び外国貿易法ならびにその関連法規、適用となる輸出管理に関する法令および規則に定められた必要な手続をとるものとする。
3. 前二項の規定に加え、ルネサスおよびパートナーは、本コンソーシアムの活動を行うに当たっては、独占禁止法、個人情報の保護に関する法律その他適用ある法令を遵守するものとする。

第 22 条(権利義務の譲渡の禁止)

パートナーは、事前の書面によるルネサスの承諾を得ることなく、本規約上の地位およびそれに基づき生じた権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させないものとする。

第 23 条(裁判管轄)

本規約または本コンソーシアムの活動に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとする。

第 24 条(協議)

ルネサスおよびパートナーは、本規約に定めのない事項または本契約の各条項で解釈に疑義の生じた事項について、その都度誠意をもって協議のうえこれを解決するように努める。

以上

以上の規約を承諾し、本コンソーシアムへの入会を申し込みます。

年 月 日

(住所)

パートナー:(会社名)

(部門名)

(役職・氏名)

印